

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第22号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
別表第10（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>六価クロム化合物</td><td>1リットルにつき六価クロム<u>0.2</u> <u>ミリグラム</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> <u>ミリグラム</u>	略		備考		略		別表第10（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>六価クロム化合物</td><td>1リットルにつき六価クロム<u>0.5</u> <u>ミリグラム</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> <u>ミリグラム</u>	略		備考		略	
略																					
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> <u>ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					
略																					
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> <u>ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					
別表第11（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u>）</td><td>日間平均<u>800</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u> ）	日間平均 <u>800</u>	略		備考		略		別表第11（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u>）</td><td>日間平均<u>3,000</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u> ）	日間平均 <u>3,000</u>	略		備考		略	
略																					
大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u> ）	日間平均 <u>800</u>																				
略																					
備考																					
略																					
略																					
大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u> ）	日間平均 <u>3,000</u>																				
略																					
備考																					
略																					

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第11の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第2条第8項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の六価クロム化合物についての同条例第24条第1項に規定する排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。